

不軽菩薩と人権思想

(三重県本乗寺住職)

富田 啓 暢

富田と申します。よろしくお願い申し上げます。不軽菩薩と人権思想ということについて、お話をさせていただきます。まず最初に、人権についてということで、少し整理をしておきたいと思えます。お示しをしました、表は、あの県の、高齢者の人権に関する、意識調査でございます。ちょっと細かい字で見にくいんですけども、この内容そのものは特に別に問題はないんですけども、俗に人権意識、或いは人権感覚なんてことを言われますけども、その実その内容というのは極めて多様である、その人が何を人権であると思っておるかとは極めて曖昧であるというのが現実でございます。従いまして、まずここをきっちりとはっきりしておかないと、次の話に進みませんので、この資料をお示ししたわけです。次に人権とは何かということ、これは極めて教科書的な表現でございます。人間がただ人間であるということのみに基づいて、当然に、持っていると考えられる権利と、一般的に言われます。しかも、この人権というのは生得性、普遍性、不可譲性というのを特色としている、と言われております。つまり生得性というのはおぎやあと生まれた時から、権利というものは持っているもの。普遍性、遍く持つということでございますから、Aという人にあつてBという人にはない、というようなものではないというもの。不可譲性、けつして譲り渡すことができないというものと言われております。これがごく一般的な、人権とは何かということでございます。この人権を憲法上に表記したものが第十三条でございます。すべての国民は個人として尊重される。ここが大切でございます。個人として尊重される。これは日本国憲法の価値観である個人主義という考え方を最も端的に表現した部分でござ

ございます。つまり、人間社会における価値の根元が、個々の人々にある。何よりも先に、個人を尊重しようとする原理だ、と宮沢は述べております。これは戦前の、日本の社会、例えば赤紙一枚で国家の戦争遂行の中に飲み込まれていった、つまり、ここでは個人の価値よりも、国家の戦争遂行ということが、より大きな価値を持っていた。或いは、戦前の家制度の下では、家督相続を担う長子というのが極めて大きな価値を持った、それは次男三男よりも大きな価値を持った人間として見られたし、多くの無権利状態にあつた女性よりも、遥かに価値の高い人間であつたということは事実でございます。こういう、個人の価値というものが、国家や家制度の下に隷属させられたことに対する痛切な反省として、個人主義という価値観が日本国憲法にうたわれた、ということをやはり明記しておかなければいけないと思っております。基本的人権の、法的枠組はこのようになっております。包括的基本権と言われる十三条、法の下での平等と言われる十四条が、総則的な規定だと言われております。これに基づきまして、自由権、社会権等々の個別的な人権規定というのが構成されております。しかも十三条に基づきまして、新しい人権といわれる、これは憲法上は明記されていませんけれども、プライバシー権であるとか名誉権、環境人格権、自己決定権、こういう総合的な法体系の中で、人権というのが構成されているということでございます。同時に、こうした人権というのは日本だけではございません、一九四八年の世界人権宣言、これに基づく国際人権規約ということによって、国内法と同様な拘束力を持つと言われております。人権の歴史、これはちよつと飛ばします。次に人権の基礎は何かということでございます。遍く、全ての人が持っていると言われる権利、かつてあの、十七世紀から十八世紀、人権思想が発展した中で、何故人権が人間、人として生まれる以上人間が持つのか、ということについて、神という存在が前提になつております。アメリカの独立宣言の中では、神によって付与された権利、という考え方でございました。それに対して今日、宮沢の文章を紹介しておきましたけれども、今や、今日多くの国では、人権を承認する根拠として「もはや、特に神や自然法を持ち出す必要はなく、人間性とか人間の尊厳とかによって、・・・根拠づけることで十分だ

と考えている」と宮沢は言っております。つまり人権の根元、基礎というのは、人間の尊厳、まあ命の尊厳なんて言い方もしますが、という所にあるんであらうと考えます。つまり個人の尊厳、先ほど憲法十三条に書いてある、全ての国民は個人として尊重される、という所でございます。で、そのことを言い換えますと、人としての存在、そのことそのものを尊厳あるもの、と見ることであり、もつと言い換えるならば、一人ひとりの人間が、かけがえのない存在として大切にされる、とすることができらうと考えます。従って一人ひとりがみな尊厳を持っていますから、当然人格、或いは個人として尊重されなければならない、ということになるわけでございますけれども、ちょっとここに引用しておきました、これはクリスティン・ボーデンさんというオーストラリアの元政府高官で、認知症になって、日本でも各地で講演された方の書かれたものです。「認知症患者も敬意を払われ、尊厳を保たれるべき価値ある人である、理解しがたい行動を取ったとしても、どうか価値ある人間として敬意を持って接してください」と正にここに個人の尊厳、たとえ認知症があつても、尊厳ある人として接していただきたいという、認知症の訴えと同時に、すべての人におかしがたい個人の尊厳というのがあるんだという主張だと考えております。今お話したような人間の尊厳というのは私は人間の絶対的価値ということができらうと考えております。しかし残念ながら現実社会において人間の価値はけて平等ではございません。高齢者や障害者は、価値の低い人間として、現実には扱われております。或いは人種、学歴、身分、男女、外見の醜美によつて、人の価値は、変わつてきます。これを人間の相対的価値、といえるのではないのでしょうか。この相対的価値というのは、AとBの比較でございます美しいか美しくないかの比較でございますから、そこに当然差別といったものが出てくる、という構造になつていてと考えております。同時に、権利という問題を考える場合、権利という言葉を声高になえても意味を持たない、その権利を実現するため不断努力があつて初めて権利が実体を持つということでもあります。これについては憲法九十七条の、自由獲得の努力の成果であるという表現があります。有名な言葉で、「権利の上に眠るものは法、これを保護せず」という考え

方もございます。権利というのは不断のそうした努力、実現させていく努力の中でこそ、意味あるものになっていくんだということも押さえておく必要があるかと思えます。以上の権利ということ踏まえた上で、不輕菩薩の但行礼拝ということを見ていきます。不輕菩薩の但行礼拝についてはここにご参加の皆さんは、もう、共通認識に立てる部分であろうかと思えますので、あまり深く触れることはしません。簡単に言いますと、道行く人、出会う人々皆ことごとく礼拝讃歎した、礼拝された人々は怒り、石を投げつけたり、杖で打つたりした。不輕菩薩は遠くに逃げてゆき、さらに遠くからまた礼拝をするという修行を続けたというのが、かいつまんでいう不輕菩薩の但行礼拝という修行でございます。何を拝んだのか、これはもう、「我深敬汝等不敢輕慢」という、皆さんご存知のお経文でございます。まさに、汝等皆菩薩の道を行じて作仏を得ると、仏性を不輕菩薩は拝んだということです。同時に、そういう不輕菩薩に対して、謗つたり、石を投げつけた、そういう増上慢の衆というのが、その罪によって無間地獄に墮ち、しかしその結縁によつて後に仏となるという、これも皆さんよくご存知の、いわゆる但行礼拝による逆縁下種ということでございます。で、日蓮聖人はこれをもつて、末法の弘教は折伏弘經であるということにつながっていくわけでございますけれども、不輕菩薩は何を礼拝したのか、日蓮聖人はこれを不輕菩薩は所見の人において仏身を見る、と言つてます。全てのの人々に内在する仏性を見、皆まさに作仏すべし、仏となるんだという、この一点を拝んだわけでございます。不輕菩薩の但行礼拝と人権ということを少し考えてみます。先ほど人権と申しました、その基礎には尊嚴、命の尊嚴とも言つていいと思えます。人として、人にはかけがえのない存在であるものとして、大切にされなければいけない、ということでございますので、まさにその、尊嚴というものは、不輕菩薩の拝んだ、全ての人を仏性を持つているものとして敬い尊重されなければならないという思想につながるものであらうと思えます。ただし、もう少し構造的に見ていきますと、仏性というのは可能性であり、言葉をかえれば、理念でございます。この理念は、但行礼拝という実践の中で、初めて現実のものとして、いわゆる下種という形になるわけでございます。同じように

人間の尊厳、人権というのも、そういう人権を守るといふ実践の中で初めて、人間の尊厳が可能となり、実現されていくという、つまりここで言えることは、実践や行為の中に、意味があると私は考えております。この点では、日蓮聖人が言われた、この出世の本懐は人の振舞にて候けるぞと、いうことにつながっていくんだ、つまり実践、行いが大切なんだ、ということになるんだろうと思います。そういう面で、具体的に我々の実践ということ、内なる、我深く汝等を敬うという精神はやはり、具体的な形として、合掌という形を取るんであろう、ということが一つの実践の方向としてはあるんだろうと考えております。同時に、人間を拝むということ、は、草木国土悉皆成仏でございますから、単なる人間だけにとどまらない、一切衆生、つまり人、天地、自然を拝むという発想に発展していくと考えられます。このことを長谷川正徳氏は、但行礼拝はただ人を拝むのみではなく、天地を拝み草木を拝み、存在するものすべてを拝む、と言っておられます。これが、仏国土という考え方、更には、今日的な権利としては環境人格権ということにつながっていく内容であると考えております。最後に、あの、宮沢賢治さんの、雨ニモ負ケズという詩を挙げておきました。最後のほうに、ミンナニデクノボートヨバレ ホメラレモセズ クニモサレズ サウイフモノニワタシハナリタイ、という、ここでございます。こういう者になりたい。これは、宮沢賢治さんの、木偶坊という戯曲のメモにあったものです。あるいは瓦石、さてはまた、刀杖をもって迫れど、見よその四衆にあらわれる、仏性なべて拝をなす、宮沢賢治さんのデクノボウ精神の背景には、不軽菩薩の但行礼拝があったということがございます。このデクノボウ精神、賢治さんにとっての人を拝むということは、拝むことによって相手と同じ土俵に立ち、相手の痛みを共に感じ、涙を流し、ともにオロオロすること、ここにこそデクノボウ精神があったと考えます。最後に、全ての人を敬う不軽菩薩の精神と行為、ここが、広く言うのと、すべての人がかけがえのない存在として、個人の価値を大切にされ社会の実現につながっていくという実践と精神ではないか、ということを最後に申し上げまして、私の発表を終わらせていただきます。ありがとうございます。